**他の研究機関への試料・情報の提供に関する（申請・報告）書記入上の注意**

|  |
| --- |
| 注意事項：（提出時削除）  ・「赤字」部分は他の研究機関への試料・情報の提供に関する（申請・報告）書作成に際し、補足的な説明や例示を示すものであり、他の研究機関への試料・情報の提供に関する（申請・報告）書を学校法人日本医科大学中央倫理委員会に提出するまでに削除すること。  ・「青字」部分は例文を記載しているもので、研究の内容に応じて適宜修正・削除すること。  ・一括審査に参加する他の研究機関でも使用することがあるため、提供元の機関の長の氏名及び報告者は記入せず、**すべての研究機関に共通の届出書として作成**すること。  ・この書類は他の研究機関への試料・情報を提供する際に自らが所属する研究機関の長へ提出する書類であることから、申請時において年月日は空欄のまま提出すること。  学校法人日本医科大学　研究統括センター  第2.0版（2023年2月27日作成） |

西暦 年 月 日

**他の研究機関への試料・情報の提供に関する（申請・報告）書**

（提供元の機関の長の氏名）　殿

|  |  |
| --- | --- |
| 報　告　者 | 所属機関: |
|  | 職　　名: |
|  | 氏　　名: |

当機関における「人を対象とした生命科学・医学系研究の実施に関する規程」に基づき、当機関で保有する試料・情報を、他の研究機関へ（第三者提供・共同利用に伴う提供）をいたしますので、以下のとおり（申請・報告）します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 添付資料 | □　提供先の機関における研究計画書  □　提供先の機関における倫理審査委員会承認の証書  □　その他（　　　　） | |
| **１.研究に関する事項** | |
| **研究課題** |  |
| **研究代表者** | **氏名：**  **所属研究機関：** |
| **研究計画書に記載のある予定研究期間** | 実施許可日　～　 年 月 日 |
| **提供する試料・情報の項目** | どのような資料・情報を提供したかが分かるように必要な範囲で記載  検査データ、診療記録、血液、毛髪等 |
| □試料　□要配慮個人情報　□個人関連情報　□その他　を含む |
| **提供する試料・情報の取得の経緯** | 当該試料・情報が適正な手続により取得されたものであることを必要な範囲で記載  診療の過程で取得された、○○研究を実施する過程で取得された等 |
| **研究対象者の情報** | 匿名加工情報・個人関連情報の提供、仮名加工情報の共同利用に伴う提供の場合）  仮名加工情報の共同利用に伴う提供のため非該当  上記以外の場合）  氏名、研究用ID |
| **提供方法** |  |
| **提供先の機関** | **研究機関の名称：**  **責任者の職名：**  **責任者の氏名：** |

|  |  |
| --- | --- |
| **２.確認事項** | |
| **研究対象者の同意の取得状況等** | □インフォームド・コンセントを受けている  （□文書　□口頭　□電磁的記録）  □適切な同意を受けている  □簡略化されたインフォームド・コンセント手続による場合※1  □オプトアウトによる場合※2  （通知等の方法（例：通知、書面掲示（掲示場所）、ウェブページへの掲載（URL）等）：日本医科大学付属病院　臨床研究総合センター　ホームページ）  □上記手続きが不要な場合  □特定の個人を識別することができない試料（提供先において個人情報が取得されることがない場合に限る。）を提供する場合  □匿名加工情報を提供する場合  □個人関連情報（提供先が個人関連情報を個人情報として取得することが想定されない場合に限る。）を提供する場合  □委託・共同利用に伴い提供する場合 |
| **加工の方法、削除した情報の有無** | 加工の方法を記載する。  研究対象者に研究用番号を付し、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して仮名加工情報とする。 |
| □あり（管理者：　　　　）（管理部署：　　　　）  □なし |
| **試料・情報の提供に関する記録（様式5-2）の保管方法** | □この申請書を記録として保管する  （管理者：　　　　）（管理部署：　　　　）  □別途書式を提供先の機関に送付し、提供先の機関で記録を保管する  □その他（　　　　） |

※1　① インフォームド・コンセント又は適切な同意を取得することが困難であること

② 研究の実施に侵襲を伴わない

③ 手続の簡略化が、研究対象者の不利益とならない

④ 手続を簡略化しなければ研究の実施が困難であり、又は研究の価値を著しく損ねる

⑤ 社会的に重要性の高い研究と認められるものである

⑥ 個人情報保護法第27条第1項各号に規定する例外要件に該当する

⑦ 以下のいずれかのうち適切な措置を講じる

・研究対象者等が含まれる集団に対し、試料・情報の収集及び利用の目的及び内容、方法等について広報する

・研究対象者等に対し、速やかに、事後的説明を行う

・長期間にわたって継続的に試料・情報が収集され、又は利用される場合には、社会に対し、その実情を当該試料・情報の収集又は利用の目的及び方法を含めて広報し、社会に周知されるよう努める

※2　① インフォームド・コンセント又は適切な同意を取得することが困難であること

② 個人情報保護法第27条第1項各号に規定する例外要件に該当する

以　上